

保健福祉課

☎ 障害福祉係 (141)

## 重度心身障害者の医療費を助成します (重度心身障害者医療費助成)

重度心身障害者の医療費を助成します。健康保険から給付がある場合はその金額を控除します。保険外診療は助成の対象とはなりません。

### ●対象

- 身体障害者手帳の等級が1級または2級の方
- 知能指数35以下と判定された方  
(療育手帳A1、A2、A所持者)
- 身体障害者手帳の等級が3級で知能指数50以下と判定された方 (療育手帳B1所持者)

### ●手続きに必要なもの

- 身体障害者手帳／療育手帳および児童相談所の判定書
- 健康保険証
- 障害者ご本人名義の預貯金通帳

### ●申請方法

各医療機関の証明を受けた申請書を役場障害福祉係に提出

### ●申請期間

医療機関を受診した月の翌月から6か月以内

保健福祉課

☎ 国民健康保険係 (131・133)

## 国民健康保険被保険者証と 後期高齢者医療被保険者証が 8月に更新されます

新しい国民健康保険および後期高齢者医療の被保険者証を世帯主宛に郵送いたします。お手元に届きましたら、記載内容と枚数の確認をお願いいたします。

なお、新しい「国民健康保険被保険者証はオレンジ色」、「後期高齢者医療被保険者証はエンジ色」となっています。

新しい被保険者証については、7月中旬に送付しますがお手元に届くまで時間を要します。8月になりましても被保険者証が届いていない場合は、お問い合わせください。

※有効期限が過ぎた被保険者証は、ご自身でハサミなどで裁断して処分をしてください。

※新聞などでも報道されておりますが、国ではマイナンバーカードと保険証の一体化に伴い、令和6年秋ごろの保険証廃止に向けて審議・討論がなされています。本町におきましても、今後広報紙などで皆さまへ周知いたします。

